

## 鳴門市日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

**第1条** 日常生活用具給付事業は、障がい者（児）及び難病患者等（以下「障がい者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、もって障がい者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱で使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成18年厚生労働省告示第529号）で使用する用語の例による。

(用具の種目)

**第3条** 給付等の対象となる用具の種目は、別表中「種目」欄に掲げる用具であって、同表中「性能等」欄に掲げる性能その他の要件を満たすものとする。

(給付等の対象者)

**第4条** 給付等の対象者は、別表の「対象者」欄に掲げるものであって、市内に居住地を有する原則として在宅の障がい者等とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。

2 用具の貸与の対象者は、前項に掲げる障がい者等であって、所得税非課税世帯に属する者とする。

3 第1項に規定する者のほか、法第19条第3項に規定する特定施設入所障がい者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障がい者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「居住地特例地」という。）が市内である者は、用具の給付の対象とする。

4 第1項の規定にかかわらず、居住地特例地が他の市町村の区域内にある者は、用具の給付等の対象としないものとする。ただし、当該市町村において給付等が受けられないものについては、この限りではない。

5 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日から別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

(申請)

**第5条** 用具の給付等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1号。以下「給付等申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 難病患者等は、前項の規定に基づく用具の給付の申請をするにあたり、給付等申請書に添えて日常生活用具給付診断書兼意見書（様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。

3 人工内耳用電池の給付を希望する者は、第1項の規定に基づく用具の給付の申請をするにあたり、給付等申請書に添えて人工内耳装用者であることの証明を市長に提出しなければならない。

(調査)

**第6条** 市長は、給付等申請書を受けたときは、必要な調査等を行い、調査書（様式第2号）を作成し、用具の給付等の可否を決定しなければならない。

(決定)

**第7条** 市長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときには、日常生活用具給付（貸与）決定通知書（様式第3号）及び日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）により、給付等を却下したときは、日常生活用具給付（貸与）却下通知書（様式第5号）を交付する。

(用具の給付)

**第8条** 前条の規定により用具の給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受ける

ものとする。

(用具の貸与)

**第9条** 用具の貸与の決定を受けた者は、市長と賃借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 用具の貸与は無償とし、貸与の期間は貸与を受けた者が、当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

(費用の負担)

**第10条** 給付決定者又はこの者を扶養する者（以下「納入義務者」という。）は当該用具の給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額は、法に基づく補装具費の支給の例による。

(業者への支払い)

**第11条** 業者から用具の給付に係る費用の請求があったとき（給付の場合は給付券を添付して）は、当該用具の給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

(排泄管理支援用具の特例)

**第12条** 障がい者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- (1) 暦月を単位として2ヶ月ごとに給付券1枚を交付すること。
- (2) 別表の基準額（月額）の範囲内で1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍（2ヶ月分）の額を給付券1枚に記載して交付すること。
- (3) 給付券は、申請1回につき3枚（半年分）まで一括交付すること。
- (4) 第9条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと。

(点字図書の給付等)

**第13条** 点字図書の給付については鳴門市点字図書給付事業実施要綱により、福祉電話の貸与については鳴門市福祉電話設置運営要綱により、住宅改修費の給付については鳴門市住宅改修費給付事業実施要綱により、人工内耳用電池及び人工内耳用音

声信号処理装置の給付については鳴門市人工内耳用電池及び人工内耳用音声信号処理装置給付事業実施要綱により行うものとする。

(用具の管理等)

**第14条** 用具の給付等を受けた者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与又は担保に供してはならない。

2 用具の給付等を受けた者は、当該用具を良好に、かつ、最善の注意義務をもって管理・使用し、維持又は修理に要する経費を負担しなければならない。

(費用の返還)

**第15条** 市長は、偽りその他不正行為によって、この要綱による給付を受けた者又は費用の支払いを受けた業者があるときは、当該給付に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

(台帳の整備)

**第16条** 用具の給付等の状況を明確にするため、重度障害者等日常生活用具給付(貸与)台帳を整備するものとする。

(その他)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。ただし、様式第4号の規定は、令和元年5月7日から施行する。